

百里飛行場航空貨物取扱施設営業者

募集要項

平成27年4月

国土交通省東京航空局

目 次

1. 募集要項の定義	1
2. 事業概要	1
(1) 事業目的	1
(2) 事業期間	1
(3) 事業内容	1
3. 営業者選定スケジュール	1
4. 駐車場等の概要	1
5. 応募者の参加・資格要件等	1
(1) 応募者の構成等	1
(2) 応募者の参加要件	2
(3) 応募者の資格要件	2
(4) 応募者の失格	2
6. 現地見学会	3
7. 募集要項に関する質問の受付及び回答	3
(1) 質問の受付	3
(2) 質問への回答	3
8. 応募書類	4
(1) 応募書類の作成	4
(2) 応募受付期間	4
(3) 応募書類提出方法	4
(4) 応募書類提出先	4
(5) 応募に関する留意事項	4
(6) 応募者の公表について	5
9. 選定手続き	5
(1) 審査会の設置	5
(2) 審査方法	5
(3) ヒアリングの実施	6
10. 営業者の選定	6
(1) 選定方法	6
(2) 営業者への条件	6

(3) 営業者等の公表	7
(4) 選定の取消し	7
(5) 選定後の手続き等	7
1 1. 遵守すべき法令等	7
1 2. 事業に関する諸条件	8
1 3. 本事業に関し留意すべき事項	8
(1) 留意事項	8
(2) 空港法の手続き	8
(3) 空港管理規則の手続き	8
(4) 国有財産の使用手続き	9
○ 別冊資料	
・別冊1「百里飛行場の概要」	
・別冊2「百里飛行場航空貨物取扱施設営業者提出書類記載要領」	
・別冊3「百里飛行場航空貨物取扱施設営業者募集要項様式集」	

1. 募集要項の定義

この募集要項は、国土交通省東京航空局（以下、「当局」という。）が、百里飛行場において、航空貨物取扱のため、貨物取扱施設及びその他附帯施設（以下、「貨物取扱施設等」という。）の設置、管理及び運営を行う者（以下、「営業者」という。）を募集及び選定するにあたり、必要な事項を明記するものである。

なお、別冊資料は、この募集要項と一体のものである。

2. 事業概要

(1) 事業内容

営業者は、航空貨物取扱施設等の設置、管理及び運営（以下、「本事業」という。）を行い、空港機能の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業期間

事業の開始は平成28年4月を予定しているが、具体的な期日については、国と調整を図り後日決定する。

事業期間は、国が特段の意思表示をしなければ、本事業に係る国有財産の使用許可期間の開始日から5年間を最長期間とする。

ただし、事業期間満了の前に、国有財産法（昭和23年法律第735号）第18条の許可又は空港法（昭和31年4月20日法律第80号）第15条の指定の期限が更新されずに満了し、又は当該許可もしくは指定が取り消された場合には、その満了日又は取消日をもって事業期間は終了するものとする。

(3) 募集対象

本件募集対象地は、別冊1「百里飛行場の概要等」別図のとおりである。
設置する施設については「12. 事業に関する諸条件」を附する。

3. 営業者選定スケジュール

募集要項の公表後、営業者の選定までのスケジュールは、以下のとおり予定している。

- ・ 現地見学会 : 平成27年5月12日（火）
- ・ 募集要項に関する質問受付期間 : 平成27年5月7日（木）～5月15日（金）
- ・ 質問に対する回答の公表 : 平成27年5月26日（火）
- ・ 応募書類受付期間 : 平成27年6月8日（月）～6月16日（火）
- ・ 応募者公表 : 平成27年6月17日（水）
- ・ 営業者公表 : 平成27年7月上旬

4. 飛行場の概要等

別冊1「百里飛行場の概要等」を参照すること。

5. 応募者の参加・資格要件等

(1) 応募者の構成等

応募者は、次の参加要件及び資格要件の全てを満たす単独の法人又は複数の法人によって構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。

なお、応募グループにあたっては、応募グループを構成する法人（以下、「構成法人」という。）の中から代表となる法人（以下、「代表法人」という。）を定めるとともに、当該代表法人が本募集要項に定め

る手続きを行うこととする。

(2) 応募者の参加要件

- 1) 応募者は、次の「①」から「⑩」の全ての要件を満たすこと。
- 2) 応募グループにあつては、構成法人全てが参加要件を満たすこと。
- 3) 地方公共団体にあつては③、④の要件を満たすこと。
- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ③ 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号、以下「空管則」という。）の規程に違反し、空管則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。
- ④ 空管則第26条の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑤ 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ⑥ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑩ 暴力団又は暴力団員及び⑥から⑨までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(3) 応募者の資格要件

- ① 応募者は、次のア. 又はイ. いずれかの要件を満たしていること。
 - ア. 応募書類提出時点で、貨物取扱施設の運営を行っていること。
 - イ. 応募書類提出時点で、不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共交通機関の旅客施設の運営を行っていること。
- ② 構成法人については、以下要件を満たすこと。
 - ア. 構成法人の全てが参加要件を満たすこと。
 - イ. 構成法人のうち1法人以上が①の要件を満たすこと。
- ③ 応募者の提案内容は、12. 事業に関する諸条件を満たしていること。

(4) 応募者の失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

なお、応募グループにあたっては、構成法人のいずれかが該当する場合、失格とする。

- ① 参加要件、資格要件を満たしていない場合
- ② 応募書類に虚偽の記載又は不備があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 応募書類提出後から営業者の選定までの間に応募者の参加・資格要件を満たさなくなった場合
- ⑤ 応募期間において、単独又は構成法人が、他の単独又は構成法人として応募した場合

6. 現地見学会

下記の日程にて現地見学会を行う予定である。

現地見学会への参加を希望する者（1法人につき4名を限度とする。）は、現地見学会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、平成27年5月1日（金）17時までにFAXで申し込むものとする。（必ず受信の確認を行うこと）見学会は当局が別途指示した時間において実施する。

ただし、応募者多数により当局が数日に分けて現地見学会の実施が必要と判断した場合は、当局が別途指示する日時にて実施する場合がある。

（現地見学会の日時及び集合場所）

- ・日 時：平成27年5月12日（火）
- ・集合場所：茨城県小美玉市与沢1601-21
東京航空局 百里空港事務所前

（現地見学会の申込先）

〒102-0074
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎13階
国土交通省 東京航空局 空港部 管理課 業務係
電 話：03-5275-9317（ダイヤルイン）
FAX：03-3221-3687

7. 募集要項に関する質問の受付及び回答

（1）質問の受付

- ① 受付期間
平成27年5月7日（木）～5月15日（金）
行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで（必着）
- ② 提出方法
質問書（様式第2号）を持参又は郵送（書留などの受付確認のできる方法に限る。）により提出すること。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。
- ③ 提出先
6. 現地見学会の申込先と同じ

（2）質問への回答

- ① 回答方法
質問への回答は、質問内容と回答のみを、原則として当局のホームページの掲載により公表する。ただし、質問項目について、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれ、その旨を明らかにされたもので、当局がこれを認めた場合には、当該回答については、ホームページへの公表は行わず、FAXに

て個別に回答を行う。

② 回答公表予定日

平成27年5月26日（火）

なお、応募書類の作成に当たって、早期に了知する必要があると判断される事項に関しては、回答予定日以前に回答を公表することがある。

8. 応募書類

(1) 応募書類の作成

応募にあたり提出が必要な書類は以下のとおりである。ただし、地方公共団体にあつては⑥⑦⑧⑩⑪⑫の書類の提出は不要である。また、全ての書類は別冊2「百里飛行場航空貨物取扱施設営業者提出書類記載要領」にある留意事項及び作成要領に則り作成すること。

- ① 誓約書 (様式第3号)
- ② 自認書 (様式第4号)
- ③ 運営実績 (様式第5号)
- ④ グループ構成届 (様式第6号) ※グループにて応募する場合のみ提出
- ⑤ 委任状 (様式第7号) ※グループにて応募する場合のみ提出
- ⑥ 国有財産使用許可に係る誓約書 (様式第8号)
- ⑦ 定款もしくは寄付行為
- ⑧ 登記事項証明書
- ⑨ 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書またはこれらに準ずるもの
- ⑩ 本事業の実施及び応募にあつての総会もしくは役員会の決議書等の写しまたはこれらに準ずるもの (グループにて応募する場合は、構成法人として参加する旨の決議書等の写しを含む)
- ⑪ 常勤役員の経歴書
- ⑫ 株主名簿またはこれらに準ずるもの
- ⑬ 事業方針 (様式第9号)
- ⑭ 事業実施体制 (様式第10号)
- ⑮ 維持管理計画及び安全等の対策 (様式第11号)
- ⑯ 空港関係者との連携及び環境対策 (様式第12号)
- ⑰ 資金調達計画 (様式第13号)
- ⑱ 収支計画 (様式第14号)

(2) 応募受付期間

応募の受付は以下の期間とする。

平成27年6月8日（月）～6月16日（火）

行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで（必着）

(3) 応募書類提出方法

応募書類は、持参又は郵送（書留などの受付確認のできる方法に限る。）により提出すること。

なお、応募書類の提出後、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

(4) 応募書類提出先

6. 現地見学会の申込先に同じ

(5) 応募に関する留意事項

① 応募書類の取扱い

ア. 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出後の変更及び追加は認めない。ただし、当局が審査に必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

イ. 著作権は応募者に帰属するものとし、応募書類は、営業者の選定以外には使用しない。

ただし、営業者として選定した場合の応募書類について、当局が必要と認める場合は、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。

ウ. 応募書類の提出に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている機器、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ. 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円を使用すること。

オ. 応募書類は、行政機関の保有する情報公開に関する法律に定める行政文書に該当する。

カ. 当局は応募に係る費用（資料作成等を含む）その他本事業に要する一切の費用について、負担しない。

② 提供資料の取扱い

当局が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

また、この検討の範囲内であっても、当局の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁ずる。

③ 構成法人の変更

グループにて応募した場合、原則、構成法人の変更は認めない。ただし、当局が変更を認めた場合はこの限りではない。

(6) 応募者の公表について

応募者の法人名は、当局ホームページへの掲載により公表する。

9. 選定手続き

(1) 審査会の設置

当局に百里飛行場航空貨物取扱施設営業者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査を行う。

審査会の開催は非公開とする。

(2) 審査方法

9. (1) の審査会において、応募書類の審査を以下のとおり行う。

① 第1次審査（参加・資格要件に関する事項）

第1次審査において、応募書類をもとに参加・資格要件を満たしていることの確認、審査を行う。

② 第2次審査

第1次審査において参加・資格要件を満たしている応募については、応募書類をもとに、次表に示す「評価基準」に沿って提案内容を評価し評価点（配点合計100点）を付与し、評価点の総和をもって総評価点とする。

なお、応募者が1者のみの場合、提案内容が問題ないかの確認を行う。

③ 第2次審査における評価項目の算定方法は、以下のとおりとする。

A・・・全体的に優れた提案内容となっている又は特に高く評価すべき提案がなされている 配点×1.00

B・・・AとCの間 配点×0.75

- C・・・一定の配慮や工夫がされており評価できるが、特に優れた提案はされていない 配点×0.50
D・・・一定の配慮や工夫はみられない 配点×0.25
E・・・別冊2「百里飛行場航空貨物取扱営業者提出書類記載要領」に則った記載がない 配点×0

※表 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
事業方針 (様式第9号)	・ 本事業を適切に実施できる計画を有する提案内容であるか	20
事業実施体制 (様式第10号)	・ 本事業を適切に運営できる体制等を有する提案内容であるか ・ 空港の運営を妨げない提案内容であるか	20
維持管理計画及び安全等の対策 (様式第11号)	・ 施設等を適切に維持管理する提案内容であるか	20
空港関係者との連携及び環境対策 (様式第12号)	・ 空港関係者等との連携を考慮した提案内容であるか ・ 自然環境に配慮した提案内容であるか	10
資金調達計画 (様式第13号)	・ 資金調達計画は、事業実施にあたり必要と想定される資金を把握し、妥当な計画となっているか	15
収支計画 (様式第14号)	・ 収支計画は、合理的な根拠にもとづき算定され、安定的で妥当な計画となっているか	15
合計		100

(3) ヒアリングの実施

審査会は、必要に応じて応募書類に関するヒアリングを実施する場合がある。その場合の日程等は別途、応募者に連絡する。

10. 営業者の選定

(1) 選定方法

営業者の選定は、「9. 営業者選定審査」の審査結果を踏まえて、東京航空局長（以下「局長」という。）が営業者及び次点営業者を選定する。

営業者として選定された者が辞退した場合、または選定を取り消された場合は、改めて次点営業者を営業者として選定する。

(2) 営業者への条件

営業者の選定にあたっては、空港の管理・運営上又は空港利用者の利便性の向上のために必要と判

断される事項について、条件を付することがある。

(3) 営業者の公表

営業者の選定結果は、応募者全員に通知するとともに、次の事項については、当局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

- ① 営業者の法人名、住所、法人の概要
- ② その他

(4) 選定の取消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、営業者の選定を取り消す。

- ① 偽りその他不正な手段により選定された場合
- ② 応募資格を満たさなくなった場合
- ③ 所定の期日までに請書を提出しない場合又は辞退届を提出した場合
- ④ その他営業者として不適格と認められる事項が判明した場合

(5) 選定後の手続き等

- ① 営業者は、選定結果の通知を受けた日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、局長あて請書（様式第16号）を提出すること。
また、辞退する場合は、辞退届（様式第17号）を提出すること。
- ② 請書提出後においても、（4）選定の取消しに該当すると認められる場合は、選定を取り消す場合がある。

1 1. 遵守すべき法令等

下記の関係法令に加え、応募内容の実施にあたり必要とされる関係法令等を遵守すること。

- ・ 航空法（昭和27年法律第231号）
- ・ 空港法（昭和31年4月20日法律第80号）
- ・ 関税法（昭和29年4月2日法律第61号）
- ・ 通関業法（昭和42年8月1日法律第122号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 国有財産法（昭和23年法律第735号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）
- ・ その他関係法令、条例等

1 2. 事業に関する諸条件

営業者は、以下に示す諸条件を満たした上で応募書類を作成すること。

- (1) 本事業は通年営業とすること。
- (2) 貨物取扱施設等の設置については以下の条件を附する。
 - ① 国際航空貨物を取り扱うことのできる施設であること
 - ② 年間 400 トン程度の貨物を取り扱える施設であること。
- (3) 募集要項別冊 2、記載要領 3 (8) に指示する必要事項の記載をすること。

1 3. 本事業に関し留意すべき事項

(1) 営業者は、本事業の実施にあたっては、次の事項について留意すること。

- ① 本事業の実施にあたっては、当局及び関係者との協議を十分に行うこと。
- ② 営業者は、使用面積の変更を行おうとする場合、当局と協議を行わなければならない。
- ③ 当該施設設置予定地は、制限区域内であるため営業者はフェンスの設置を含む航空保安対策について当局と調整の上その指示に従うこと。
- ④ 国が行う施策（空の日事業、空港の利用促進、ユニバーサルデザインの推進等）及び空港法14条で規定する協議会の協議結果等について、営業者として協力体制を整え積極的に対応すること。
- ⑤ ライフラインの接続が必要な場合は、営業者の責任と費用で行うこと。なおライフラインの整備・維持管理にあたっては、営業者が関係者間と調整を行うこと。
- ⑥ 本事業に関する利用者等からの苦情等については、営業者の責任において、誠意をもって対応すること。
- ⑦ 空港内道路の渋滞対策、その他空港の管理・運営に関する事項について、当局が必要な措置を求める場合は、適切に対応すること。
- ⑧ 営業者は、本事業において、他の者に責任があると認められる場合を除き、一切の責任を有する。
- ⑨ 本要項については、必要に応じ内容の見直し又は変更を行う場合がある。
- ⑩ その他、本要項に定めのない事項については、当局と営業者との協議によってこれを処理する。

(2) 空港法の手続き

本事業の実施にあたり、空港法第15条の規定に基づく申請を行い、空港機能施設事業を行う者として指定を受けること。

(3) 空港管理規則の手続き

事業実施に際しては、空管則に基づき営業者は以下の手続きを行うこと。

① 施設の設置承認申請

本事業に必要な施設等の設置する場合は、空管則第7条の規定に基づき施設の設置承認申請を行い、当局の承認を受けること。

② 留意事項

- ・ 本事業以外の営業を行おうとする場合は、空管則等の規定に基づく申請を行い、当局の承認等を受ける必要がある。
- ・ 空管則に基づく承認には、条件又は期限を付することがある。
- ・ 空管則第24条の規定に基づき営業者に対し、本事業の状況等について報告を求めることがある。
- ・ 空管則及び関係諸法令等の改正により、本要項に記載した事項を変更する場合がある。

(4) 国有財産の使用手続き

事業実施にあたっては、国有地等の使用にあたり、国有財産法及び関係法令等（以下、「国有財産法等」という。）に基づき、営業者は以下の手続きを行うこと。

① 国有地等の使用許可申請

- ・施設等の設置工事及び本事業における国有地等の使用については、国有財産法等に基づき使用許可申請を行い、当局の許可を受けること。
- ・使用許可期間は、国有財産法等に基づき当局が使用を許可する期間とする。
- ・国有地等の使用料は、使用面積等により変動するため、確定金額は営業者選定後、別途定める。

② 留意事項

- ・営業者は、国有地等を善良な管理者の注意をもって維持保存し、そのために通常必要とする修繕費その他の経費は、営業者の負担とすること。
- ・営業者は、使用料について、当局が発行する納入告知書により納付期限までに納付すること。
- ・営業者は、本事業期間満了前の適切な時期に、本事業期間満了後の施設の取扱い及び運営等に関し必要な事項について、当局と協議すること。
- ・国有地等の使用に関しては、国有財産法等の改正により、本要項に記載した事項を変更する可能性がある。

○ 〒102-0074
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎13階
国土交通省 東京航空局 空港部 管理課